

各 位

株式会社 山形銀行

外国送金（仕向・被仕向）に関するお願い

平素より山形銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では「外国為替及び外国貿易法」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国 OFAC 規制」等、各国経済制裁関連規制等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に努めております。

つきましては、外国送金（仕向・被仕向）取引（※）に関しまして、上記の規制等に該当しないことを確認させていただきます。そのため、仕向送金のご依頼からお取組（代り金および手数料のお支払）、または被仕向送金到着のご連絡からご入金までに数日を要する場合がありますほか、お取組またはご入金後においても追加の確認資料のご提示や詳細なご説明をお願いすることがございます。

当行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料のご提示の結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。

お客さまへはお手数をお掛けいたしますが、下記の事項について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 国内の外貨建送金・非居住者円送金を含みます。

記

1. お取扱いきれない取引がございます。

次の(1)～(15)のいずれかに該当する場合、当該送金取引の受付をお断りしております。

- (1) 仕向送金の依頼人、または被仕向送金の受取人が暗号資産関連企業、資金移動業者、両替業者のいずれかに該当する場合
- (2) 暗号資産売買等の暗号資産に関連する投資を目的に行う取引
- (3) 複数名による地下銀行による送金など組織的犯罪処罰法第 11 条の犯罪収益の収受にあたる可能性のある送金
- (4) 詐欺事案に該当する可能性のある送金
- (5) 違法性があり輸入が禁止されていることが明らかな物品（麻薬、拳銃、児童ポルノなど）の決済に該当する送金取引
- (6) オンラインカジノ等の賭博に関連する送金取引
- (7) 送金内容に矛盾があるなど、真偽に疑義のある送金
- (8) 「外国為替及び外国貿易法」の規制及び「米国 OFAC 規制」に該当する取引
※別添「『外国為替及び外国貿易法』に基づく経済制裁措置および米国 OFAC 規制について」をご確認ください。
- (9) 北朝鮮・イランに関連する取引
- (10) 送金原資が現金である取引
- (11) 贈収賄等の不正な資金の授受に関連する可能性のある送金
- (12) 人権侵害、強制労働、売春、臓器売買等に関連する可能性のある送金
- (13) 複数名の送金をまとめた取引
- (14) 同居の親族等以外を代理人とする送金や代理受領となる取引
- (15) 知人・友人との取引で目的等を含めて実態が不明な取引

2. 【仕向送金の場合】現金（円貨・外貨）によるお取扱は行っておりません。

- (1) 現金による外国送金は、資料による送金原資の確認が困難なため、受付をお断りさせていただきます。
お客さまご本人名義の当行預金口座とのお取引に限定したお取扱いとしております。
- (2) 外国送金の直前（1週間以内目処）に「現金」を代わり金引落口座に入金した場合においても、現金取引とみなし、受付いたしません。
- なお、入金から1週間を経過することがお取扱いの基準ではございません。1週間を経過していても、送金原資を確認できる書類のご提示をお願いする場合がございます。

3. 【仕向送金の場合】送金原資の確認をさせていただきます。

当行の給与振込口座や売上入金口座等、お客さまの送金原資の出所が明らかである預金口座を通じたお取引をお願いいたします。預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は、お通帳（当行・他行）や給与明細など送金原資の確認ができる資料のご提示をお願いいたします。

4. お取引内容（金額、目的、頻度等）の確認をさせていただきます。

- (1) お取引内容（金額、目的、頻度等）について、確認ができる資料（契約書や請求書等）のご提示や、情報提供をお願いいたします。なお、ご提示いただいた確認資料等は、原則写しをいただきます。
- (2) ご送金目的またはお受取の理由をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地（都市名）、仕向地（国名）（仲介貿易の場合）をあわせてご申告ください。
- (3) （仕向送金の場合）お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないこと、最新のロシア関連規制に該当しないこと、ならびに「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないことをご確認のうえで、その旨をご申告（依頼書等の該当欄にチェック）いただきますようお願いいたします。
- (4) 各種規制に該当しないことが確認できない場合には、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

確認させていただく項目			ご提示をお願いする書類の例
送金目的・受取理由	貿易取引		請求書 (Invoice)、船荷証券 (Bill of Lading)、 輸入許可通知書、輸出許可通知書、 梱包明細書 (Packing List)、 原産地証明書 (Certificate of Origin) 等
	貿易外取引	生活費	お取引の相手方との関係性が確認できる書類 (戸籍謄本、相手方の身分証明書、公正証書等)
		業務委託料・サービス提供	業務委託/サービス提供にかかわる契約書、請求書等
		学費	授業料の請求書、入学・在学の状態を確認できる書類等
		医療費	医療費の請求書、入院・通院の状態を確認できる書類等
		投資	契約書等
		不動産売買	売買契約書、建築請負契約書等
		貸付金、出資金	金銭消費貸借契約書、議事録等
		自己資金の移動	口座の内容を確認できる書類 (通帳、ステートメント等)
送金原資	給与		給与明細、源泉徴収票、雇用契約書、確定申告書等 給与振込がわかる預金通帳、預金取引明細等
	年金		年金受取がわかる預金通帳、預金取引明細等
	不動産関連の収入		不動産売買契約書、不動産賃貸借契約書等 賃貸料の受取がわかる預金通帳、預金取引明細等
	保険金		保険会社が発行する保険金支払にかかる書類等
	相続		相続関係書類 (被相続人との関係、相続分がわかる書類、遺産分割協議書等)
	運用資金・配当金		運用にかかわる契約書、運用元が発行する解約関係書類、 配当金明細等

5. お取引の相手方（関係者を含む）の確認をさせていただきます。

- (1) 相手方について詳細な情報（本店所在地、代表者、実質的支配者等）をご提示いただくことがございます。
- (2) （仕向送金の場合）受取人名において、ミドルネーム等を省略している場合は、フルネーム（正式名称）をご確認のうえ原則フルネームを記載してください。省略された名義が口座名義となっている場合は、フルネームと口座名義を併記してください。
- (3) （仕向送金の場合）受取人住所が「P.O.BOX」となっている場合は、受取人が実際に居住している住所を確認いただいたうえで、居住住所（法人の場合は所在住所）を記載してください。
- (4) （仕向送金の場合）お客さまの知りうる限りにおいて、以下に該当しないことをご確認のうえ、その旨をご申告（依頼書等の該当欄にチェック）いただきますようお願いいたします。
 - ① 最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいないこと
 - ② 「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないこと
 - ③ 外為法に基づき、タリバン、テロリスト、拡散金融（北朝鮮の核開発・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連、イランの核開発関連）、ロシア・ベラルーシ関連等として、資産凍結等対象者に指定される制裁対象者が直接・間接的に関与、実質的に制裁対象者が支配、または制裁対象者に代わって行うものではないこと
 - ④ 最終的な資金の受取人や取引関係者が、ロシア・ベラルーシ関連の制裁対象者により株式の総数又は出資の総額に占める割合 50%以上を直接に所有されている団体（日本に主たる事務所を有する団体を除く）、制裁対象者に実質的に支配される法人や団体等ではないこと

6. 以下のお取引では、より詳細な情報提供をお願いする場合がございます。

- (1) 短期間のうちに頻繁に行われるお取引
- (2) 開設後間もない口座や、長期間ご利用のない口座とのお取引
- (3) お客さまの過去のお取引、職業や事業内容、目的や相手方との関係等から、多額と思われるお取引
- (4) お客さまのご住所や勤務地から離れた支店でのお取引
- (5) 貿易取引で送金金額がラウンド金額（※）のお取引
※ USD100,000.00 等の切りの良い数字
- (6) 法人取引に係る事業性資金等を個人口座にて授受する、または個人取引に係る生活資金等を法人口座にて授受するお取引
- (7) 国内外の当局による規制に抵触する可能性のあるお取引

※ 以下①～④のいずれかに該当する外国送金は、原産地・船積地域等に関する資料および送金内容がわかる資料（上記 4. を参照）のご提示（添付）をお願いいたします。

- ① 輸入取引／仲介貿易送金等のお取引で、輸入品目等が以下 21 品目に該当するお取引

商品の品目
【北朝鮮特産品 16 品目】 うに、あさり、さるとりいばらの葉、まつたけ、しじみ、はまぐり、赤貝、あわび、ずわいがに、けがに、えび、たこ、ひらめ、かれい、うにの調製品、なまこの調製品
【イラン特産品 5 品目】 ナッツ、絨毯、デーツ、いちじく、ドライフルーツ

② 中国東北 3 省または北朝鮮の近隣都市に関連するお取引

省名	地名	英語表記	省名	地名	英語表記
吉林省 JILIN	延吉市	YANJI	吉林省 JILIN	汪清県	WANGQING
	琿春市	HUNCHUN		安図県	ANTU
	通化市	TONGHUA	黒龍江省 HEILONGJIANG	牡丹江市	MUDANJIANG
	図們市	TUMEN			
	龍井市	LONGJING	遼寧省 LIAONING	丹東市	DANDONG
	和龍市	HELONG		東港市	DONGGANG
	敦化市	DUNHUA		鞍山市	AN SHAN
	長白県	CHANGBAI		本溪市	BENXI

③ イラン周辺国（トルコ・パキスタン・アラブ首長国連邦・サウジアラビア等）に関連するお取引

④ 中古車、中古車部品、中古タイヤ等の輸出または仲介貿易に係る決済取引

なお、外国送金のお申込後であっても、経由銀行や支払銀行の事情等により、ご資金を返却させていただく場合がございます。その際は、別途、所定の手数料が必要となります。

【 本件に係るお問い合わせ先 】 山形銀行金融市場部 国際業務グループ
電話：023－623－1221 （受付時間：平日 9：00～17：00）

以上

「外国為替及び外国貿易法」に基づく経済制裁措置および米国 OFAC 規制について

かねてより当行は、「外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）」に基づく経済制裁措置および「米国 OFAC 規制」に対応するため、お客さまの外国為替取引が、「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」、「対外直接投資に関する規制」および「役務取引に関する規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

お客さまにおかれましては、当行に外国為替取引をご依頼いただく際、最新の規制内容を財務省や経済産業省のホームページ、ならびに OFAC ホームページにて必ずご確認ください。また、規制対象取引に該当しない旨をご申告いただきますようお願い申し上げます。

1. 外為法における主な規制対象取引一覧*¹

北朝鮮・イラン関連規制	
貿易に関する	・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易取引
支払規制	・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
資金使途規制	・北朝鮮の核関連計画等へに貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの ・イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
支払の原則禁止	・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等への支払
ロシア・ベラルーシ関連規制	
役務取引規制	・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体に対して行う技術の提供に関する取引 ・ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルティング・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る労務または便益の提供に関する取引 ・ロシア法人等への信託業に係る労務または便益の提供に関する取引 ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体に対して行う技術の提供に関する取引
対外直接投資規制	・ロシアにおいて行われる事業、またはロシア法人等もしくは当該法人に実質的に支配されている法人によりロシア以外で行われる事業に係る投資 ・本邦居住者が、他の本邦居住者または非居住者と共同設立する組合等によるロシアにおける事業活動に充てるための支払 ・本邦居住者が、ロシアの個人若しくは法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立する組合等のロシア以外で行われる事業活動に充てるための支払
上限価格規制	・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約または債務保証契約に係る取引
証券取引規制	・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券取得または譲渡に関する取引 ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に関する取引 ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30 日超のものに限る）の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に関する取引

ロシア・ベラルーシ関連規制（前頁の続き）	
輸出入の禁止措置	・ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出に係る取引 ・ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンド（ロシア国外で加工されたものを含む）の輸入に係る取引
貿易規制	・「ドネツク人民共和国」（自称）または「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地および仕向地とする輸出入取引
その他規制	
制裁対象者との取引規制	・外為法で指定されるテロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体との支払を含む） ※なお、以下に該当する場合も規制対象となります。 ・直接または間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む） ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等
対外直接投資規制	・漁業、皮革または皮革製品の製造、武器の製造、武器製造関連設備の製造、麻薬等の製造に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払

（*1 注）最新の規制内容については以下をご確認ください。

財務省	・資産凍結対象者 http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html ・規制内容 http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

2. 米国 OFAC 規制に関する留意点

米国 OFAC 規制*2 上の理由により、当行でお取扱いができないお取引
● 以下の（１）、（２）のいずれかに該当する、米ドル建のお取引 （１）お取引の当事者や関係地*3 に、直接間接を問わず、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、イラク*4、ベネズエラ*5 またはクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）およびルハンスク人民共和国（自称）が含まれているもの。 （*2 注）米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域、特定の個人・団体等について、取引禁止や資産凍結等の措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。本邦における外国為替取引であっても、「制裁対象者」が関与する米ドル建て取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限される等、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。 （*3 注）お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、お取引に関与する銀行・船会社・運送会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者／運営者等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚げ地、中継地、最終仕向地、船籍等を指します。 （*4 注）イラク文化財に関連するお取引 （*5 注）同政府が直接または間接的に関与する取引。同政府には、政府関連機関、政府が所有／支配する団体、政府のために行動する個人・団体を含みます。

米国 OFAC 規制上の理由により、当行でお取扱いができないお取引（前頁の続き）

（２）大量破壊兵器の拡散・薬物取引・テロ活動に関わる企業や個人、国際犯罪組織等 OFAC が経済制裁対象者等として指定した個人・団体等* が関与するもの。経済制裁対象者等には「Specially Designated Nationals」（SDN）、「Foreign Sanctions Evaders」（FSE）等が含まれます。

*経済制裁対象者等が 50%以上出資する団体等を含む

● **米ドル建ではなくても、上記（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引**

- ・ 米国金融機関・法人（米国外の支店・子会社を含む）
- ・ 米国人（米国外に居住する者を含む）
- ・ 米国に居住／所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

● **上記以外でも、OFAC が規制対象として指定する取引（米国企業等の米国要素の関与がない制裁対象者との取引等の所謂、二次制裁対象取引）**

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページをご参照ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

お取引受付後の中止または取消等について

お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当行より再度お取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止または取消等を行うことがございます。

お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関（含む邦銀米国支店）が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知おきください。

以上